

令和4年度 山形県公立大学法人
第3回経営審議会
第4回教育研究審議会（米沢栄養大学）
第3回教育研究審議会（米沢女子短期大学）
議事録

1 日時 令和4年12月1日（木） 10:30～11:42

2 場所 会議室（オンライン併用）

3 出席者

<経営審議会>

（出席） 学内委員：阿部理事長、佐々木理事、大和田理事、金光理事、菌部理事、松井理事

学外委員：宮原委員、黒田（三）委員

（欠席） 学外委員：加藤理事、清野理事

※委員10名中8名出席、定款第16条の規定により会議成立

<教育研究審議会（米沢栄養大学）>

（出席） 学内委員：阿部学長、大和田理事、金光理事、成田委員、小池委員、安部委員

学外委員：吉池委員、熊谷委員

（欠席） 学外委員：清野理事

※委員9名中8名出席、定款第20条の規定により会議成立

<教育研究審議会（米沢女子短期大学）>

（出席） 学内委員：阿部学長、菌部理事、松井理事、小池委員、鈴木委員

学外委員：結城委員

（欠席） 学外委員：清野理事、黒田（充）委員

※委員8名中6名出席、定款第20条の規定により会議成立

<監事>

（出席） 山上監事

（欠席） 五十嵐監事

<事務局職員>

（出席） 佐藤次長、井淵課長、鈴木課長、齋藤専門員、小林主査、永峯主査

4 議事録署名人の指名

阿部理事長から、佐々木理事（経営審議会）、熊谷委員（教育研究審議会[栄養大]）、鈴木委員（教育研究審議会[米短大]）の3名が議事録署名人に指名された。

5 報告

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

事務局から報告資料1により報告がなされた。

(2) 令和5年度入学者選抜について

事務局から報告資料2により報告がなされた。

(3) 令和4年度卒業予定者の進路状況について

事務局から報告資料3により報告がなされた。

(4) 令和4年度授業料免除の状況について

事務局から報告資料4により報告がなされた。

(5) 令和3年度教員業績評価の結果について

事務局から報告資料5により報告がなされた。

(6) 山形県立米沢栄養大学教員の公募について

事務局から報告資料6により報告がなされた。

(7) 学生との示談について

事務局から報告資料7により報告がなされた。

6 協 議

(1) 令和5年度 年度計画策定及び当初予算編成の方針について

事務局から協議資料1により説明がなされ、案のとおり承認された。

結城委員から、「法人及び両大学の諸課題に対応する施策に充当する」とある「2千6百万円」について、その使途としては、大学が自主的に使える学長の裁量費のようなものか、それとも予備費的なものか、どのような性格かとの質問があった。これに対し、事務局から、予備費的なものではなく、人件費や施設の維持管理経費を除き、大学が自主的に使える財源がこの程度であるということであり、学生確保のための高校訪問、オープンキャンパスの開催、大学案内の作成経費などは、この「2千6百万円」の中に含まれてくるとの説明がなされた。また、阿部理事長から、(本当の意味で学長・理事長が裁量的に使用できる)学長(及び理事長)裁量費はこの中の一部であり、全てが学長裁量経費ではないとの説明がなされた。

吉池委員から、エネルギー価格の高騰など来年度も状況が好転しないと思われるが、当初予算編成にあたり、燃料費等の上昇分について、他の経費を大幅に削減せざる得ない状況なのか、それとも県交付金等で手当てされる見通しがあるのかとの質問があった。これに対し、事務局から、上昇分については県交付金でみてもらえるよう要求しているが、それが認めてもらえるか、現時点では分からないとの説明がなされた。吉池委員から、県交付金でみてもらえない場合、「削り代」を用意しておかないと予算が組めなくなると思うが、その場合、どこを削減するか、教育環境は優先しないといけないなど、優先順位を付ける議論はしているのかとの質問があった。これに対し、事務局から、まだそういった議論はしていないが、先ほど説明した「2千6百万円」からもある程度削減せざる得ない可能性はあるとの説明がなされた。

宮原委員から、学生数の減少傾向は今後も続き、学生の確保には「大学の魅力創造」が課題になってくるが、それには教育はもとより、地域貢献やそれに基づく受託研究も視野に入れる必要がある。これまで大学が取り組んでこなかったことに危機意識を持って、プロジェクトを立ち上げてでも社会の中での位置付けをより強固にしていく必要がある。大学の魅力創造と関連して、予算編成においても地域貢献をもっと評価し、ウエイトを大きくしてもいいのではないかと意見があった。これに対し、阿部理事長から、両大学には地域貢献に力を入れてくれとお願いし、実際に積極的に活動いただいている、予算等については貴重な御意見として承っておきたいとの発言があった。

黒田(三)委員から、この大学を選ぶ理由というものを戦略的に話し合うべきかと思う。地域貢献もその一つの理由となるかと思うし、大学が生き残っていくために、いろんな分野・立場の方々と戦略的に議論していく必要があるとの意見があった。

(2) 内部質保証に関する方針案について

事務局から協議資料2により説明がなされ、案のとおり承認された。

(3) 山形県立米沢女子短期大学教員の任用（採用）について

事務局から協議資料3により説明がなされ、案のとおり承認された。

(4) 山形県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について

事務局から協議資料4により説明がなされ、案のとおり承認された。

(5) 山形県立米沢女子短期大学における授業の開放（聴講生制度）について

事務局から協議資料5-1及び5-2により説明がなされ、案のとおり承認された。

吉池委員から、他大学との協定に基づく「特別聴講生」とは授業料が大分違ってくるので、特別聴講生となる人でも、「聴講生」として5,000円の方がいいのではと思ってしまうが、提供するサービスとして「特別聴講生」と「聴講生」は同じなのか、特別聴講生の例が今まであったのかとの質問があった。これに対し、事務局から、特別聴講生は短大学則44条で「他の大学等との協定等に基づき」本学において開設する授業を履修する場合に活用できる一方、今回の授業の開放ではそのような前提は設けていない。どちらにも該当する場合は、他の大学との協定があれば特別聴講生として、そうでなければ今回の聴講生として受け入れていくと思われる。実績については確認させていただきたいとの回答がなされた。吉池委員からは、協定があったとしても、特別聴講生ではなく聴講生として受講したいといった場合、それを妨げる規定がないので、そこも検討いただいてはどうかとの意見があった。

(後日、確認事項について、以下のとおり文書で回答した。)

- ・把握している限りでは、これまで特別聴講生の受入実績はございません。
- ・なお、本県では、県内13の高等教育機関が加盟する「大学コンソーシアムやまがた」において、「ゆうキャンパス単位互換」制度を実施しており、当該制度のもとでは、協定に基づき授業料は不要となっております。
- ・このため、今後、県内高等教育機関に在籍する学生から本学の授業の履修希望が出された場合は、「ゆうキャンパス単位互換」制度を活用した特別聴講生として、授業料は徴収せずに履修していただけることとなります。

7 その他

(1) 令和5年度山形県公立大学法人事務局職員の採用について

事務局から、11月13日に1次試験を実施し、21名が受験して9名に合格を出したところであり、今後、12月11日に2次試験を実施し、最終合格者の発表は12月下旬を予定しているとの報告があった。

(2) 今後の審議会の開催日程について

事務局からその他資料により説明がなされた。

【配付資料】

- 報告資料1 新型コロナウイルス感染症に関する対応について
- 報告資料2 令和5年度入学者選抜について
- 報告資料3 令和4年度卒業予定者の進路状況について
- 報告資料4 令和4年度授業料免除の状況について
- 報告資料5 令和3年度教員業績評価の結果について
- 報告資料6 山形県立米沢栄養大学教員の公募について
- 報告資料7 学生との示談について
- 協議資料1 令和5年度 年度計画策定及び当初予算編成の方針について
- 協議資料2 内部質保証に関する方針案について
- 協議資料3 山形県立米沢女子短期大学教員の任用（採用）について
- 協議資料4 山形県公立大学法人職員給与規程等の一部改正について
- 協議資料5－1 山形県立米沢女子短期大学聴講生に関する規程の制定について
- 協議資料5－2 山形県公立大学法人授業料等徴収規程の一部改正について
- その他資料 今後の審議会の開催日程について

議長 理事長(兼)学長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____